

平成 25 年度

人権啓発シリーズ集

公益財団法人 高知県人権啓発センター

はじめに

この冊子は、平成二十五年六月から十二月まで高知新聞に掲載しました人権啓発シリーズ七回分を編集したものです。

さまざまな人権問題の解決を図るための啓発資料として、ぜひ、多くのみなさまに活用していただきたいと願っております。

平成二十六年三月

公益財團法人 高知県人権啓発センター

理事長 吉岡和夫

目

次

一、言葉への気づき 受け止め側が意味決める	上方落語家	桂 七 福 1
二、介護は双方向 その人らしさ 尊重を	フリーアナウンサー・エッセイスト	小 谷 あゆみ 6
三、配偶者暴力の課題 加害者の規制と更生を	高知県女性相談支援センター所長	徳 広 信也 10
四、地域の中の高齢者 互いに关心持ち合う	高知県地域福祉部高齢者福祉課主事	小 谷 美和子 14
五、子どもの人権 「イツメン」と「ぼっち」	島根大学教育学部心理・発達臨床講座教授	藤 澤 功 賀 22
六、障害者の人権 はちきん母さんから学ぶ	社会福祉法人高知県知的障害者育成会専務理事 総合支援センター「かがみの」統括施設長	岩 宮 恵子 18
七、ハンセン病回復者の人権 心の冰を溶かそう	南国市立北陵中学校希望が丘分校教頭	大 西 雅 人 27

言葉への気づき

(平成25年6月13日掲載)

受け止め側が意味決める

桂
七
福

かつら・しちふく氏

1965年生まれ。徳島県出身。91年に上方落語界に入門し、桂七福となる。同年、上方落語協会・関西演芸協会の正式会員として登録。現在は徳島市在住の上方落語家としてユニークな活動を展開。自身の「いじめ体験」や「偏見体験」を笑い話のように語るスタイルが評価を得て、人権・教育・福祉をテーマにした講演活動が増えている。「笑いながらも気づき、学べる」という信念は多くの共感が寄せられ、教育現場で「表現」「朗らかな笑い」「コミュニケーション」を子どもたちに伝える活動も行っている。

私が人権をテーマにして講演活動を始めたのは約20年前。「落語家が人権を語る?」そういう疑問を感じる方も多いと思いますが、私の場合は違います。

「落語家が人権を語る」のではなく『芸名の桂七福の奥にいる、本名の中川博之が経験したこと・学んだことを落語の技法を利用して語る』と受け止めていただきたいです。

7歳のころに両親が離婚し、私と2歳の妹は母親と暮らし始めました。

離婚前には父が母に対する暴力を目撃し、離婚後は必死で生活する母へ浴びせられた『離婚した女性への周囲の人たちからの偏見』を体験しました。そして、夜も仕事に出るようになつた時には、思い出しあくもない

嫌がらせを近所から受け、私自身も『遊んで

はいけない子』というレッテルを貼られ、友達関係を全て断たれました。

引っ越して転校を繰り返ましたが、『片親』『母親が水商売』という素性が広がると、どこへ行つても『変な雰囲気』『居づらい環境』となります。

そのころの私には怒りではなく『何でこんなことになるの?』という疑問しかありませんでした。

しかし、この経験のおかげで、後に私はたくさんのこと学びました。

自分の努力ではどうにもできないことに對して優劣を押し付けたり「他の人と違う!」との人格否定が今も多くあることを知りました。

幼いころの私は「自らが何も話さなければ、

家庭の事情がバレない。そうすれば友達が去つていくこともないし、引っ越しもしないですむ」と考えていましたので、大変に無口で陰気な子どもでした。

そして、進学した高専で出合つたのが「落語」です。寮生活の先輩に騙されたように入部した落語研究部。「落語は言葉だけで全てを表現する。卓越した技術の集合体だ。落語の技を借りて、今までの自分の思いを外に出したい」と感じた私は、自動車整備士の夢はそっちのけで、落語に夢中になり、落語家・桂七福となりました。

何げないたつた一言でも、言われた相手にとっては生涯の心の傷になることもあります。

さまたざまな人間関係の中でも、会話や言葉は大きな柱となりますし、人権を考えた時にも「言葉で傷ついた」という事例を多く聞きます。

とつては生涯の心の傷になることもある。

そして、たつた一言でも、言われた相手の心と命を一生涯にわたって支えられる大きな力を贈ることもできる。この両方の大きな力を持つているのが「言葉」です。

過去に経験した「嫌な思い」には直接の暴

力は少ないです。圧倒的に多いのが「浴びせられた言葉」。『無言・無視』、『顔つき・目つき』です。

ですから、私は自らの体験を話す時には「言葉について」を強く語ります。

さまざまの人間関係の中でも、会話や言葉は大きな柱となりますし、人権を考えた時にも「言葉で傷ついた」という事例を多く聞きます。

日頃の会話の中で「相手が嫌がるようなこ

とは言わない」というのは、誰しも幼いころから言われていますから、マナーのようなものですね。

それでも誤解が生じてしまうのはなぜでしょう。

原因は「言葉の意味を決めるのは受け止めた側」だからです。

例えば「かわいそう」という言葉。言う側には「相手を下に見ている」という意識はないはずで、本当に気の毒に思つたので出た言葉です。

ところが、自分が「かわいそう」と言われたと想像してみてください。「私ってかわいそうな人?」と感じたら、良い気持ちにはならないですよね。

これが言葉のズレです。ズレを感じた時に

は積極的に「言い訳」という訂正をしてください。言葉のズレは言葉で直せます。言い訳は卑怯な行動ではなく「私はあなたが大事だから、関係を悪くしたくない」との気持ちを互いに感じてください。

そして、私がもつとも強くアピールしたいのは、言葉を出す側が「悪気はない」「冗談」「からかっただけ」と言い逃れする「言葉の暴力」「言葉での人権侵害」についてです。「キモイ」「うざい」「消えろ」「死ね」等々。これらを軽く口にする人は、相手の心にどれほど大きなダメージを与えるかを想像できてない。

しつかりと気づいてもらえるために、私は、朗らかな落語の技を借りて、これからも「言葉での暴力や人権侵害」をなくする活動を続

けます。

最後に…。みなさまの心の中にはどんな
嬉しい言葉^{うれ}がありますか？

介護は双方向

その人らしさ 尊重を

(平成25年7月24日掲載)

小谷 あゆみ

こたに・あゆみ氏

フリーアナウンサー・エッセイスト。兵庫県生まれ。高知県立中村高校、関西大学国文学科卒業。石川テレビ放送を経てフリーに。「ハートネットTV 介護百人一首」、「楽ラクワンポンント介護」(NHK Eテレ)ほか出演中。「介護百人一首」は介護する人・される人が誰にも言えない思いを短歌にして心の内を吐き出そうと2004年から9年続く番組。その取材と司会経験からイキイキ向き介護を提唱、全国へ講演会も。また野菜を作るアナウンサー「ベジアナ」として活動。ブログ「ベジアナあゆの野菜畑チャンネル」。

介護の中から生まれた思いを短歌にする
「介護百人一首」という番組で、さまざま
方の介護の様子を訪ねています。人と人が密
接に関わる介護は、あらゆるコミュニケーション
ショーンに通じると実感しています。

介護福祉士を目指して専門学校に通うKさ
ん（19）は、初めて介護実習に行つた施設で、
ショッキングな出来事に遭遇しました。利用
者の何人かと散歩に行こうとしたとき、突然、
一人の女性から胸倉を強く掴まれたのです。
Kさんはびっくりを通り越して「何てことす
るの!」と、怒りさえ感じたそうです。その
施設には知的障害の方もいたそうですが、そ
の女性がどういった症状なのかをKさんは知
らなかつたのです。

しかしその後受けたコミュニケーションの
授業で、人は言葉だけでなく、表情や態度で
も意思を伝達するということを学び、ハツと
気づいたのでした。Kさんはそのときのこと
を短歌にしました。

胸倉を掴み掴まれ見つめ合う私たちにとつ
ての「こんにちは」

そうか、あれは私に対するサインだったの
か。怒りは喜びに変わり、さらに反省に至り
ました。せっかく送つてくれたメッセージを
受け止めてあげられず、失礼なことをしてし
まつたと。

Kさんの話に私は二重の感動を覚えまし
た。「胸倉を掴む」こともあいさつになると
いうこと、そして何より19歳というほとんど
介護経験のない学生が、介護における、いえ、
あらゆるコミュニケーションにおける最も大

切な要素を自分のものにしていたということです。知識や経験だけではなく、目の前の人を受け入れる素直さは、人権の尊重にもつながるのではないでしようか。誰だつて自分を理解してもらえることはうれしいものです。

では、介護される側の方はどんな思いを抱えているのでしょうか。こんな短歌があります。切り方も知らぬ青年ヘルパーが南瓜かぼちゃの煮方を覚えくれたり

車イスに乗っている女性Sさん（77）の歌です。自宅へやつてくる新米ヘルパーの青年は、福祉の学校を卒業したばかりで野菜の切り方も知りません。お料理好きなSさんはいつもからか、台所に立つ青年の隣で料理の手順を教えるのが習慣になっていました。

ある日その青年が、休日に自宅でカボチャ

の煮物を作つて母親に食べさせたと報告していました。「Sさんに教わった通りに作ったら母においしいってほめられました。Sさんのおかげです！ありがとう」

この言葉を聞いたSさんは、どれほど救われ、励まされたことでしょう。介護を受けている方で、人の手を借りて当然と思つていてはおそらくないでしよう。自立できたらどんなに楽か、人に面倒をかけているという思いを抱えている人にとって、自分が人の役に立てた－という実感は紛れもない「生きがい」です。誰かに必要とされ、あなたのおかげですと感謝されることは、何より前向きに生きる原動力になるのです。

同時に、もし青年が料理上手だつたらこうはいきませんでした。下手だつたからよかつ

たのです。新人もベテランも、若い人もお年寄りも、人にはそれぞれの役割、持ち分があります。自分の能力が発揮できたとき人はイキイキするものです。介護は決して一方向ではありません。人と人が関わり合うのですから、関係は常にお互いが影響し合う『双方向』なのです。

私がお年寄りに接するときいつも肝に銘じている母娘の話があります。そのお宅を取材していると、難病で全身が動かず寝たきりのお母さんが目の合図で娘さんを呼びました。何の用事だろうと見ていると、お母さんは文字ボードで「おちや」の3文字を示されました。つまり私たち取材スタッフに「お茶をお出ししなさい」と母は娘に告げたのでした。

寝たきりで何もできないとこちらが思い込

んでいたお母さんはベッドの上から、娘が取材に対応できているか、来客にお茶も出さないでと、家中の様子に気を配つておられたのです。娘さんが前日、お母さんと相談して作つておいたと言つて出してくれた冷たい麦茶の味は忘れられません。

病気や高齢の人は、もちろん弱い面もありますが、元気な人とは別の力を持つているものです。得意分野が違うだけなのです。自分とは違う領域の、その人らしさを見つけ、尊重することが、どんな人と接する上でも大切な一歩だと思います。

(平成25年8月22日掲載)

加害者の規制と更生を

徳 広 信 也

とくひろ・しんや氏

平成25年4月1日から高知県女性相談
支援センター所長。

「DV」—ドメスティック・バイオレンス。

が発生しました。

「ドメスティック」とは、英語で家庭内のか家族のとかいう意味。「バイオレンス」とは、暴力行為のことですが、私どもでは配偶者間の暴力の意味で使用しています。

この「DV」という言葉、マスコミ報道などでは一定の市民権を得てきましたが、夫婦げんかの延長と捉えられたり、自分にも至らない所があつたからとの被害者の思いなどから、被害者自身がDVを受けていると認識できていない場合もあり、顕在化していないDV被害事案は相当数に上るものと思われます。

さて、平成25年5月21日の朝、神奈川県伊勢原市の路上で女性が元夫に刃物で首を切りつけられ、意識不明の重体になるという事件

住民票を閲覧することによって、被害者の現住所が知られることがから、平成17年当時の住所地や現住所地の市役所では、住民票の閲覧制限を行っています。

また、被害者には小学生の息子さんがいらっしゃいましたが、学校関係から居所が知られる恐れもありますので、小学校には偽名で通学していたとのことです。

義務教育校は、基本的に住民登録によつて、校区が指定されますが、DV被害者の場合、住民票がなくても実際に居住している市町村の学校に通学することができ、また、被害者の居所が加害者に知られることのないよう、教育委員会等は情報を的確に管理し、子どもの就学の機会を確保することになつています。

このように、この事件の被害者の場合は、警察、裁判所、保護施設、市役所、教育委員会等の関係機関において一定の被害者保護の手立てが取られていました。

加害者は塾の講師をしていましたが、犯行前日に、生徒に対して、「2日間、何も食べてない」とか「もうすぐ、俺、死ぬかもしれない」など、正常とは思えない言動があり、犯行当日も精神安定剤を大量に服用し、逃走中に交通事故を起こして病院に収容されたそうですので、特異な加害者による犯行との見方もできますが、一方、このような加害者の執拗な追跡による不幸な事件が百パーセント防げないのは、現行制度の限界を現しているとも考えられます。

DV被害の解決は、理想としては、被害者が加害者から逃れるのではなく、加害者側を規制して、被害者の安心・安全な生活を確保する。あるいは、加害者が改心して暴力を振るわなくなるということに尽きると思います

が、現行のDV防止法制は、被害者が加害者から逃れるのを支援することを基本としておりますし、アメリカなどで試みられている加害者更生プログラム（心理療法などで暴力的な言動を押さえ、加害者の自己変革を図る）なども、現行のわが国のDV防止法制では、実施されていません。

叱責しつせきを恐れずにあえて申しますと、加害者側にも幼いころ、親からの暴力・虐待を受け、自分の主張を表現する手段を暴力以外に知らない、あるいは加害者が男性の場合、常に男らしくあらねばならないという社会的観念にとらわれた結果である場合もあり、加害者一人の責任とするのではなく、われわれみんなの人権課題として解決を図っていくべきものと考えます。

俗に「三つ子の魂、百まで」といわれます

が、DV加害者になつた段階での更生は、実際に、なかなか困難ではないかと思われます。

不幸な事件を起こさないためにも、子どものころから自分を理解し、他人を理解して思いやる人権感覚、社会的・文化的に形成された男らしさ、女らしさにとらわれない男女共同参画社会を目指す教育の必要性を感じます。

そして、愛し合つてご家庭を築かれた全ての皆さまが、お互いに理解し合い、尊重し合い、末永くご多幸であられることを祈らずにはおられません。

地域の中の高齢者

(平成25年9月17日掲載)

互いに関心持ち合う

小 谷 美和子

おだに・みわこ氏

2010年、県立高知女子大学社会福祉学部卒業。同年4月、社会福祉法人高知県社会福祉協議会採用。12年度まで地域福祉課に配属され、市町村社会福祉協議会の支援等の業務を担当。現在は県地
域福祉部高齢者福祉課に出向中。

高知県は全国に先行して人口減少や、高齢化が進んでおり、平成23年に29・0%だった65歳以上人口の高齢化率が、平成47年には37・4%になると推計されています。（平成24年版高齢社会白書・内閣府）

県民の3人に1人が65歳以上ということになり、高齢者の医療や保健、福祉サービスの充実・確保は今後さらに重要にならきます。一方で、元気な高齢者が地域の支え手として果たす役割もさらに大きくなつてくると考えます。

私は学生時代からよく、課外活動で県内各地で開かれる地域座談会に参加させていただきました。この地域座談会は、地元の社会福祉協議会が呼び掛けて地域の方たちに集まつてもらい、自分たちの地域課題を探つたり、

課題の解決方法について話し合うものです。

そこで話し合われた内容は、それを基に新たに地域での取り組みが行われたり、行政や社会福祉協議会が行う事業のヒントになつたりします。

私が参加させていただいた地域座談会は、参加者の大半が高齢者でした。過疎高齢化が進んでいる地域が多いですが、働いている若者はなかなか地域の集まりに参加できないということもあります。地域の行事や地域活動の中を担つているのは元気な高齢者だと感じます。

ある地区の地域座談会では、「地域を活性化するために、家の軒先に花を植えよう」という目標に対し、「いつ、誰が、何を」するのかを話し合いました。「あの家の奥さん

が花づくりが上手やき、苗まではあの人を作つてもらおう」「そうやね、けんど種はどうするが」など実現に向けてさまざまな話が出てきます。「いつからですか」と私が聞くと、「そりや、明日からできる！」と答えてくれました。

地域座談会では、自分たちの地域のことを真剣に考え、行動しようとすると方たちの熱気でいつも盛り上がり、年齢に関係なく、元気な住民の皆さんのお話を聞くことができ、本当に感動でいっぱいになります。他にも地域のお祭りや伝統芸能、ボランティア活動、地域づくり活動などさまざまな場所で地域の高齢者が活躍しています。そんな方たちに会う度に、人口減少高齢化の先進県である高知県もまだまだ元気や！とうれしく感じます。

地域で元気な高齢者がたくさん活躍される一方で、家庭内で虐待を受けたり、詐欺などの被害を受ける高齢者もいます。高知県での平成23年度の高齢者虐待の件数は、要介護施設従事者によるものが3件、家族等の養護者によるものが103件となっています。前年度と比べると、要介護施設従事者による虐待が1件増加、養護者による虐待が13件減少しています。また、平成25年版高齢社会白書によると、振り込め詐欺の被害者のうち60歳以上の割合は約8割となっています。

さらに、高齢化の進展に伴い、認知症の方の増加が見込まれており、全国で約462万人の方が認知症であるという研究結果も報告されています。加えて、高齢者のひとり暮らし、または高齢者のみの夫婦世帯も増加していま

す。

このように、高齢者が地域で生活をしていく上での課題や問題もたくさんあります。しかし、詐欺の被害や孤立死を防ぐことも、認知症の方が地域で暮らし続けることも、地域

の中で話し合い、助け合い、見守つていけば、また、関係機関が協力して地域支援をすれば、可能だと思います。高齢者が生き生きと自分の役割を持つ暮らし続けられる地域が増えると思います。そのためには、私たち一人一人が自分の住んでいる地域に関心を持つこと、そしてお互いに関心を持つことが大事ではないでしょうか。

ありがたいことに、私は県民、県社会福祉協議会職員、県庁職員と、さまざま立場を経験させていただいています。地域福祉の道

を進み始めたばかりですが、これらの経験を通して、住民と行政と社会福祉協議会と民間事業所がお互いに手を取り合って、同じ目標に向かって活動するきっかけをつくりたいと考えています。

これからも、県民が、自分の住みたいところで、生き生きと自分らしく暮らせる高知県を目指して、活動していきます。

(平成25年10月12日掲載)

「イツメン」と「ぼつち」

岩 宮 恵 子

いわみや・けいこ氏

鳥取大学医学部精神科の臨床心理士、スクールカウンセラーを経て現在、島根大学教育学部心理発達臨床講座教授。現在に至るまでスクールカウンセラー継続中。大学では教員や臨床心理士を目指す学生の指導に当たる。また年間延べ4千ケース以上の来談者がある島根大学教育学部附属こころとそだちの相談室室長。著書に「生きにくい子どもたち—カウンセリング日誌から」(岩波現代文庫)「思春期をめぐる冒険—心理療法と村上春樹の世界」(新潮文庫)「フツーの子の思春期—心理療法の現場から」(岩波書店)など。

思春期の子たちの学校における最大の恐怖が何かご存じだろうか。それは「ぼっち」になるということである。「ぼっち」とは、ひとりぼっちのことだ。

今、教室のなかで「ふつうに」過ごすためには、数人のグループに属しているという結界が以前にも増して必要になつていて。いつも一緒にいるメンバーということで、そういう人たちのことを彼らは「イツメン」と呼ぶ。

イツメンが仲のいい友だちとイコールであれば、それは最高に居心地がいいのだが、そうではないこともけつこう多い。いつも一緒に楽しげにしている人たちがいるのに「本当の友だちがほしい」と嘆いている子もいる。

仲がいいとは思えない人たちと一緒にいることで苦しんでいる子に対して、そういうの

は友だちは言わないのだから、ひとりでいることを恐れるなど大人が説得しても、それを納得する子は少ない。なぜかかとすると彼らの価値観のなかでは、イツメンがおらず「ぼっち」になつているというのは、誰からも選ばれていない「残念な人」なのだからである。彼らはひとりでいること自体がつらいのではなく、周囲から「残念で痛い人だと思われている」と感じるのが最もキツイのである。

だから一緒に居ても特に楽しいわけでもないし、「きっと相手もそう思つているだろう」と感じているイツメンとも離れにくい。イツメンの話に大げさに笑うのも、親切にするのも、それはイツメンとしての関係を維持しある。そうするとイツメンから気遣われたと

しても、相手もきっと同じ動機でしているだけに違いないことになる。こんな自己不信、他者不信になるような不毛な忍耐が必要でも「ぼつちよりはまし」なのである。

また、普段は一緒にいるイツメンがいたとしても、たまたま離れてひとりでいるところを他者に見られたら、「ぼつち」と思われてしまうのが怖いという子もいる。このように、特に親しくもない中間的な立場の人たちから、あの人は「ぼつち」ではないという、さりげない視線での「承認」を絶えず必要としているのである。「ひとの目が怖い」「ひとり思われているのか怖い」というのは、思春期の対人恐怖の典型的な訴えだが、今は「ぼつち」だと思われているのではないかということの恐怖が、現代の思春期の子どもたちの新たな形での対人恐怖のありようになっているのを感じる。

最近は中学、高校は当然のこと、小学校でも、クラス全員の名前と顔が一致しているのは当たり前という前提は崩れています。自分の属しているイツメングループがすべてになってしまっている場合が多い。「同じクラスの人だけど、名前を知らない」「多分、同じクラスだと思う」などという発言や、クラスメイトのことを話すときに「○○とかいう人」という言い方からは、同じクラスであれば人間関係が生じるとは言えなくなっているのがわかる。これは「クラスメイト」という、運命的に同じ教室で過ごすことになった人たちとの間にかつては存在していたはずの共同体の感覚が存在しないか、薄くなっているということだろう（こ

うしたことから、クラス全員一丸となつて行事で盛り上がることが難しくなることも増えている)。

そんな状況なので、無理をしてでも誰かとの関係を作つていないとクラスのなかで「いない人」扱いにされてしまう危険がある。そのため、多くの子はイツメンという他者との人間関係のなかに学校での自分の定点を求めていく。そして当然のことながら、常に変動する可能性のある「関係」のなかに「定点」を見いだそうとすること自体、大きなストレスである。だからただ学校に来るだけで、すごく、疲れるのである。

イツメンが作れない子のコミュニケーションの問題が重大視されるようになつたり、発達障害が激増しているように感じられたりす

る裏には、昔よりも自己責任で人間関係を作らねばならなくなつている現代の状況が大きく反映していると思う。

頻繁なメールやラインでの関係確認は大人が思つてはいるほど楽しいことばかりでなく、疲れ果てている子も多い。またイツメンに気を使いまくつている裏で、イツメン以外の人たちには信じられない暴言を吐いている子たちもいる。現在の子どもたちのこころの問題に大人が真剣に働きかけていくためには、このようなストレスの背景を知ることから始めることが必要だろう。

障害者の人権

(平成25年11月12日掲載)

はちきん母さんから学ぶ

藤澤 功賀

ふじさわ・のりよし氏

1948年生まれ。71年日本体育大学卒業。同年4月から社会福祉法人高知県知的障害者育成会知的障害者入所更生施設「かがみの育成園」の指導員として勤務。現在は、社会福祉法人高知県知的障害者育成会専務理事・総合支援センター「かがみの」統括施設長。

私にとつて忘ることのできない人がいます。その人は明治44（1911）年に土佐郡

大川村で呉服・雑貨商の六女として生まれた岩崎令子さんです。

彼女は昭和9（1934）年に海軍軍人であつた岩崎信道氏と結婚、翌年に長男が誕生。彼は3歳の時、脳性まひにかかり医者から知恵遅れになると診断されます。保育園には受け入れを拒否され、学校でも厄介者扱い、次第に学校にも行かなくなります。

そんな折、昭和19（1944）年に夫の戦

死、次男の病死と大切な人を相次いで亡くします。しかし彼女はそんな苦悩を乗り越え、持ち前の明るさとバイタリティーで、障害のある息子に何とか専門的な教育を受けさせたいと、昭和23（1948）年高知市に移り住

みますが、当時の高知市には療育を受ける場はありませんでした。

彼女の願いがかなつたのは、息子が14歳の時で、受け入れてくれたのは、滋賀県の近江学園でした。後日この時のこと、「この子のためにと、歯を食いしばり生きてきただが、県外に出す寂しさはとても悲しいものでした。しかし、この子が幼い時より願つていた、この子にあつた教育をやつと受けることができると思ううれしさが、はるかに勝つていました」と、話されていました。

この幸せを他の親にも分かち合いたいと、彼女は障害児のいる家に足繁く通いますが、「家にそんな子どもはない」と門前払いが続いたといいます。しかし諦めずに活動を続け一人また一人と理解者を増やし、「高知県

手をつなぐ親の会」（現「高知県知的障害者育成会」）を結成することになります。

さらにこの子らに高知で専門教育を受けさせることのできる場をつくりたいと、街角に立つての募金をはじめさまざまな活動を行

い、多くの賛同者を得て、昭和37（1962）年「かがみの学園」（児童）、「かがみの育成園」（成人）が土佐山田町に開設されました。さ

らに、まだまだ多くの困っている知的障害者のために、新たな施設づくりをはじめ育成会活動にも深くかかわり、全生涯をかけて尽力されました。

私は、この「かがみの育成園」に昭和46（1971）年より勤務させていただくことになりましたが、彼女に出会った中で、多くのことを学ぶ機会を得ました。いろいろとお話を

聞かせていただき、知的障害について、親の思いについて深く学ぶ中で、私自身育てていただいたと感謝しております。

その中でも最も心に残っていることは、障害のある人たちが「人として大切にされ普通に暮らせる社会」の実現を、彼女が強く願っていたことです。私たちは、彼女の遺志を心に刻み、少しずつではありますが施設での生活の質の向上に努め、障害のある人たちも可能な限り地域で生活できるようにと取り組んでいます。

遅々とした私たちの歩みの上にも、沢山の月日が流れています。先日、私の入職と同時にに入園されたSさんが介護や医療が必要となり、40年近く過ごした「かがみの育成園」から療護施設に転出する日の朝礼で、両手を

合わせ「皆さん、長い間お世話になりました」と挨拶されました。両手を合わせた彼女の言に私は「また、遊びにおいてください」と答えるのが精いっぱいでした。

この短い会話の中で、彼女が入所し、とも

に過ぎました。日々が走馬灯のように過ぎ去り、「この人の人生はどうであつたか?夢や希望を持ち、充実した人生をすごせたのか?私は、この人にとってどのような存在であつただろうか?」と。やり残したこと沢山あつたようだ。申し訳なさや、後悔に似た思いでいっぱいでした。障害があろうとなからうと、それぞれに大切な人生があり、その人生が一人一人にとつて輝いたものでなくてはならないと、あらためて痛感させられました。

最後に、思い出をもう一つお話ししたいと

思います。岩崎さんは、入職したての20歳こそこの私にも、しつかり向かい合つて話してくださいました。そして、常に相手の思いで言動されるお姿が、瞼まぶたに焼き付いています。

こんにち、人間関係が希薄になつているとか、格差社会のひずみとか問題視されます。が、彼女から学んだ「相手を思う気持ち」こそが「人がつながり」「人が大切にされる」「人権が守られる」源だと確信します。

かがみの育成園誕生後、彼女が切望されていた施設が多くでき、そして平成3(1991)年5月9日、くしくも、その施設が集まつての体育交流会の日に計報を聞くことになりました。

岩崎令子さんは、知的障害者の母であるば

かりでなく、私たち福祉に携わる後輩たちを、
今も静かに導き続けてくれる偉大な母でもあ
ります。



岩崎令子さん（1911～1991年）

高知県遺族会会长・高知県精神薄弱者育成会
理事長として、社会福祉の増進に貢献する。
高知グランドホテル鈴の創業者でもある。藍
綬褒章・勲五等瑞宝章受章。

ハンセン病回復者の人権

(平成25年12月20日掲載)

心の氷を溶かそう

大 西 雅 人

おおにし・まさひと氏

1988年4月に県立高知小津高校教員として採用される。2010年4月から県教育委員会事務局人権教育課課長補佐。13年4月から南国市立北陵中学校希望が丘分校教頭。

ハンセン病は「らい菌」と呼ばれる菌を媒介して発症する病気であるが、結核菌よりも感染力は弱く、現在日本人で発症する者はいないと言われている。しかし、一度ハンセン病を発症すると、体の末梢（まつしょ）神経がやられてしまい、けがをしても気付かず悪化して切断しなければならなくなることや、皮膚の温度感覚がなくなりやけどをしたりして手足を切断する二次障害を受けることも多い。さらに、指が変形したり顔の部位が変形したりするため、周りから「恐ろしい病気」として忌避されてきた。

国の施策に基づいて、多くの感染者は療養所に強制的に集められ隔離（強制隔離）されていた。多くの国民は自分の住んでいる地域に感染者が見つかると、療養所に強制的に送

る「無癩（むらい）県運動」に協力した。「無癩県運動」は、治療薬が開発されハンセン病が治る病気となり、「法の下の平等」が説かれた日本国憲法が施行された後も各地で展開され、療養所への強制隔離により多くの人々がそこで一生を終えた。

療養所に強制隔離された感染者は、入所とともに本名を奪われ新しい名前を与えられた。療養所であるにもかかわらず、治療らしい治療はほとんど行われず土木工事や重症患者の世話をさせられたため、病気を悪化させることが多かった。また、療養所内には監房が設置され、職員に従わない者が入れられ命を落とした者もいた。さらに、療養所内で結婚をする際には、男性に精巣除去手術、女性には避妊処置が施された。それでも子どもが

できた場合は、療養所内で人工墮胎により摘出され、ホルマリン漬けにされて保管されるなど、療養所内では「人間の尊厳」を奪う行為が行われることもあった。

「らい予防法の廃止に関する法律」が平成8年に制定され、1907（明治40）年以来90年間にわたり感染者や回復者、そしてその家族を苦しめてきた「らい予防法」は廃止され、ハンセン病に対する誤った施策は終焉（しゅうえん）を迎えた。さらに、平成13年には熊本地方裁判所において、国のハンセン病施策の過ちに対して回復者等が起こした訴訟の勝訴が決定し、国はこれまでのハンセン病施策の過ちを認めた。

「らい予防法」の廃止や国がハンセン病施策の誤りを認めたことにより、回復者が故郷

や家族の元に帰ることも可能になった。ハンセン病に対する正しい知識が広がり回復者との交流も進んだように思えた。

「らい予防法」が廃止されてから7年後の平成15年に、熊本県において回復者の宿泊をホテル側が、「他の宿泊客の迷惑になる」とを理由に宿泊を拒否する「アイスターホテル宿泊拒否事件」が発生した。この時、沖縄県立与勝（よかつ）高校の生徒たちが、沖縄愛楽園に入所している回復者と一緒に風呂に入り、宿泊拒否に対して抗議の姿勢を示したことが各新聞で紹介された。

しかし、熊本で発生した宿泊拒否事件では被害者である回復者に対して、根深い偏見による差別が繰り返された。回復者の人間性や存在そのものを否定するような誹謗（ひぼう）

中傷の電話がかけられ、手紙が療養所に送り付けられた。また、回復者と一緒に風呂に入つた与勝高校の生徒たちも、誹謗中傷の電話による攻撃にさらされた。「らい予防法」が廃止されても、人々の心の中には冷たい氷が張つていた。

ハンセン病に感染し回復者として生きてきた人々は、自身の病気との闘い・社会の偏見や差別との闘い・生きる意味を見出そうとする自分との闘いの中で、多くの苦しみや痛みを乗り越えてきた。しかし私たちは、そのことをどれだけ理解しようとしてきたのか。自分には関係ないことと考え、知らず知らずのうちに心の中に偏見という氷を張つていないか。

氷を溶かすためには、「人間の尊厳」が奪

われた歴史について知ろうとすることが必要であり、なぜ誤った施策が民主国家においても継続され、なぜ「無癩県運動」に国民が積極的に協力したのかについて学習することが必要である。その上で、現在を生きる自分は何をしなければならないのかを考え、できることから行動に移す。そのことが、人々の心の中にある氷を溶かすことにつながるのではないだろうか。

平成 25 年度

人 権 啓 発 シ リ ー ズ 集

平成 26 年 3 月

発 行 (公財)高知県人権啓発センター
〒 780-0870
高知県高知市本町4丁目1-37
T E L 088 (821) 4681
F A X 088 (821) 4440

印 刷 川北印刷株式会社